

災害時における協力体制に関する協定を締結しました

令和3年7月28日、岐阜市役所にて、岐阜市と公益社団法人岐阜青年会議所と社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会が「災害時等における協力体制に関する協定」の締結を行いました。

この協定は、岐阜市で災害ボランティアセンター(※)が設置された際に、岐阜青年会議所による、避難所及び被災者への支援物資の供給や、専門的な技能を活用した災害対応など、迅速かつ総合的な支援協力体制の構築を図ることを目的としています。

災害ボランティアセンターの設置・運営や、早期の復旧・復興、防災啓発活動に取り組むために、より一層市民のみなさま、岐阜市、市社協、関係機関等が協力できる体制づくりに努めてまいりますので、今後とも皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

※ 災害ボランティアセンター(VC)とは

災害VCは、災害時に設置される被災者を支援するための活動拠点です。

災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、岐阜市地域防災計画に基づき岐阜市と協議の上、岐阜市社会福祉協議会が災害VCを設置します。

被災地でのボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアを必要とする人と、ボランティアをしたい人の想いをつなぐ場所です。



協定を締結した神田定夫会長(左)と柴橋正直市長(中央)と四ツ橋憲彦理事長(右)